

文 書 番 号
年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

住 所
学校法人 ○ ○ 学 園
理事長

学 校 法 人 寄 附 行 為 変 更 認 可 申 請 書

このたび、学校法人○○学園の寄附行為を変更したいので、私立学校法第 108 条第 3 項及び同法施行規則第 44 条（第 6 項・第 9 項・第 10 項・第 11 項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

1. 一般的な変更の場合

- （1）寄附行為の変更理由
- （2）変更の時期
- （3）変更条項の新旧対照表
- （4）理事会等の議事録写
- （5）新寄附行為
- （6）学校法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- （7）その他必要と認める書類

2. 新たに私立学校又は課程・学科等を設置する場合（私立学校施行規則第 44 条第 6 項）

- （1）寄附行為の変更理由
- （2）変更の時期
- （3）変更条項の新旧対照表
- （4）理事会等の議事録写
- （5）新寄附行為（全文）
- （6）申請時の財産目録
- （7）申請年度の前年度の財産目録、貸借対照表及び収支決算書並びに申請年度の予算書
- （8）寄附行為変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- （9）生徒納付金内訳表
- （10）学校等設置に要する経費及び初年度の経常経費並びに支払計画を記載した書類
- （11）創設費の算出基礎表
- （12）学校等設置に要する経費及び初年度の経常経費の財源の調達方法及びその時期を記載した書類
- （13）負債償還計画書
- （14）不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等

- (15) 不動産その他の主たる財産について、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- (16) 学校法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- (17) 設置する学校等の収容定員に対する校地、校舎の基準面積及び現有面積表
- (18) 設置する学校等の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎、寄宿舎等の配置図及び平面図
- (19) 学校法人の沿革、その他参考となる書類
- (20) 寄附申込があった場合は寄附申込書

3. 私立学校若しくは課程等又は収益事業を廃止する場合（私立学校施行規則第 44 条第 9 項）

- (1) 寄附行為の変更理由
- (2) 変更の時期
- (3) 変更条項の新旧対照表
- (4) 理事会等の議事録写
- (5) 新寄附行為（全文）
- (6) 生徒（児童・幼児）の処置方法
- (7) 当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類（施設、設備の処理方法等）
- (8) 当該私立学校廃止後の財産目録
- (9) 当該私立学校廃止後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (10) 学校法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- (11) 学校法人の沿革、その他参考となる書類

4. 私立学校若しくは課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校又は他の課程等を設置しようとする場合（私立学校施行規則第 44 条第 10 項）

- (1) 寄附行為の変更理由
- (2) 変更の時期
- (3) 変更条項の新旧対照表
- (4) 理事会等の議事録写
- (5) 新寄附行為（全文）
- (6) 生徒（児童・幼児）の処置方法
- (7) 当該廃止する私立学校若しくは課程等に係る財産の処分に関する事項を記載した書類（施設、設備の処理方法等）
- (8) 学校設置に要する経費及び初年度の経常経費並びに支払計画を記載した書類
- (9) 創設費の算出基礎表
- (10) 学校設置に要する経費及び初年度の経常経費の財源の調達方法及びその時期を記載した書類
評価書
- (11) 設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎、寄宿舎等の配置図及び平面図

- (12) 私立学校等の廃止及び設置後の財産目録
- (13) 私立学校等の廃止及び設置後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (14) 学校法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- (15) 学校法人の沿革、その他参考となる書類

5. 新たに収益事業を行う場合（私立学校施行規則第 44 条第 11 項）

- (1) 寄附行為の変更理由
- (2) 変更の時期
- (3) 変更条項の新旧対照表
- (4) 理事会等の議事録写
- (5) 新寄附行為
- (6) 学校法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- (7) 申請年度の前年度の財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに申請年度の予算書
- (8) 寄附行為変更後 2 年間の事業計画及び予算書
- (9) 負債償還計画書
- (10) 収益事業に要する経費及び初年度の経常経費並びに支払計画を記載した書類
- (11) 創設費の算出基礎表
- (12) 収益事業に要する経費及び初年度の経常経費の財源の調達方法及びその時期を記載した書類
評価書
- (13) 設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎、寄宿舍等の配置図及び
平面図
- (14) 不動産その他の主たる財産について、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格
評価書
- (15) その他必要と認める書類

（注）

1. 準学校法人の場合は、本文中の根拠条項を「私立学校法第 152 条第 6 項において準用する同法第 108 条第 3 項及び同法施行規則第 56 条において準用する同法施行規則第 44 条（第 6 項・第 9 項・第 10 項・第 11 項）」と記載すること
2. 各項目の様式は寄附行為認可申請の例に準じること。